

第3回 経済建設委員会

令和5年3月8日(水)	開会 9時00分
5階 第1委員会室	閉会 9時46分

午前9時00分 開会

○委員長(裕 正之君)

おはようございます。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

いよいよコロナも収束に向かい始めまして、新しい芽が芽生えようとしております。それはインバウンド需要であります。東京のほうでは、いよいよ国を開きまして、そして、東京のほうへ観光客がたくさん押し寄せてきているそうです。その外国人観光客の方々は、韓国人、そして、台湾人、そのほかにも白人系の外国人の方もたくさん来てお見えになります。

こうした方々は、日本に来て、東京の新幹線ホームですとか、山手線、そういったところで多く見かけるようになり、そうした外国人観光客の方々は、浅草の観音様や銀座、そして、秋葉原というところを観光で回られて、国に帰られるわけですが、そのときに日本は大変すばらしい国であると。また来たいというふうに言われております。

このように、コロナ後の日本の経済は、インバウンドによって支えられるようになるのではないかとこのように感じておりました。

以上で話とさせていただきます。

では、傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、ただ今から、令和5年第3回経済建設委員会を開会いたします。

○委員長(裕 正之君)

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等における執行部の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長(裕 正之君)

それでは、議第11号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

おはようございます。それでは、議第11号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の28ページ、議案資料は23ページになります。お願いします。

瑞浪市におきましては、昭和40年代後半から平成当初にかけて、既存の水田や畑をより良い基盤条件を持つ農地に整備をする「圃場整備事業」を積極的に行ってきました。しかし、当時の整備では農地面積が狭小な区画であることや、整備から40年以上経過して、老朽化による農業用施設の機能が低下していることから、担い手である営農組織の経営規模拡大の支障となっております。

つきましては、圃場の大区画化、汎用化を行い、農業用排水施設や農道などの生産基盤を再整備しまして、農地の集積・集約等を行うことで耕作の効率を上げ、営農組織の経営力の強化を図るため、国庫補助の「県経営体育成基盤整備事業」を実施するものです。

当該事業の実施に伴い、分担金を徴収するため、同事業を追加して分担率を定めます。

議案資料23ページ、新旧対照表をご覧ください。

事業区分内の土地改良事業の部、県営土地改良事業の款、中山間地域総合整備事業の項の次に「経営体育成基盤整備事業」を加え、当該事業の分担率「100分の7.5」を追加するものです。

この条例の施行日は令和5年4月1日とします。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしく申し上げます。

○委員長（裕 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

経営体は、この瑞浪においては具体的にはどのような団体があるのか、教えていただけませんか。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

経営体につきましては、営農組織というものがございまして、例えば、日吉で行きますと、日吉機械化営農組合。今、営農組織で市内に5営農組合がございまして、大湫とか大川、あと、東部営農とか深沢とかがございます。

○2番（柴田幸一郎君）

5営農ある。

○農林課長（市原 憲君）

はい。

○委員長（裕 正之君）

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

この分担金は、今年も、令和5年にも予算が1,200万円ほど圃場整備で入っておったと思うんですけども、スケジュール的にはこれが行われるのは、大体どのぐらいやと思っておりますか。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

今回、沔仁が地区を対象にこの事業を進める予定でございます。今、来年度ですね。その調査事業として、事業認可を取るための調査委託をいたしまして、事業の開始としては令和6年から開始になります。

その際に、分担金を徴収させていただくということになります。

○2番（柴田幸一郎君）

ありがとうございます。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

これ、去年、おとしぐらいから進んどるといふふうに、地元では理解しとるところやけど、県がやる、何やったっけ。緑の・・・どこやらが主体でやるんやと思うんやけど、今の説明を聞くと、営農組合を補助すると、支援すると。経営体に対しての補助で。地元の人、どうのということではなく始まったというようなイメージを描くわけやけども、現実的には、農地を持つとる人が集約されて、圃場整備されたところも全て大きい、もっと大きな圃場整備をされるんやろうと。川なんかも変わってくるんやろうといふような理解でおるところですけども。

これ、分担金は、営農組合が担うということであるのか、そうやなくて、その土地を持つとる地主がそれを担うということなのか。その辺のところをちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

営農組織、日吉営農とか、そういったところは担い手として圃場を担っていくと。今後、耕作とかしていくことでありまして、この事業につきましては、分担金というのは地元ですね、土地の所有者さんがそういう協議会を作っていて、その協議会の中で支払っていただくということになります。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

そうすると地元の同意が必ず必要ということになってくるかなというのを思うわけですけども、

この事業を行うのには要件が結構あったように思うわけです。大きさであるとか、集約されとるかとか、飛び地があるかとか、地域内であるかとかいうところがあるわけですが、それって農林課のほうでは把握されとって、今後、例えば、平岩地区、日吉でももうあるし、ほかのこれ、東濃っていうよりも、県下みんな一緒のようなことになってきよるかなっていうふうに思うわけやけども、そういうことってというのは、ある程度把握してみえるか。

要はほかのところでもこれは可能やよというような、あっせんと言わんけども、こういうことができますよというようなことを農林課自体がやってみえるわけかね。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

まあ、これ、事業自体が令和に入ってから始まって状況なんですけれども、県内でも先に事業を進めているところもございまして、現在5市3町についてはもう事業を行っております。

条件としましては、受益面積が20ヘクタール以上、中山間地域、ここの瑞浪は中山間地域なんで、ここは10ヘクタール以上の耕地の受益面積が必要だということです。

あと、集積率ですね。集積率が低いという部分もありまして、田んぼを集めて、担い手に集積するというところで、現在、バライとフネ地区は38%ぐらいの集積率になっております。条件としましては、この38%を50%以上に集積するというのが条件になっておりまして、この地区については条件としては合致しております。

この平岩地区も同じような形で10ヘクタール以上、集積率も、まあ、50%なんで、今、38%から50%っていうのなら、ある程度集積はできるのかなということを思っております。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

この間、一部の地権者の人からちょっと聞かれて、要は営農組合や何かが集約した、農業をやりにやすくすると、大きくすることによって、機械化も進むということであるけども、土地の地主さんは大きい田んぼになったら、自分とかがどこの土地だか分からなくなるわけやわね。今まではここは自分の土地やったよというのが、大きくなると、どこがどこやか分からなくなると。

一部、覚悟の上で、管理ができないのでこういうことに参加しようということが基本としてはあるわけやけども、この間うち、その地主の間、負担の部分のところ、草刈りであるとか、多少、水を見たりとか、そういうことっていうのが出てきとるような感じがあるけども、それって、その営農組合との関係なのか、もう契約の中でこれは土地を出してしまえば、全てやってもらえるという感覚なのか。

そこのところは随分、錯誤があるんじゃないかなという気がして聞いたんやけど、跡地にはない、今やもうっていう人が土地を出すわけやね、多分。草を刈れっていうことになったら、自分とかがどこか分からんのに草をどうやっていうようなことっていうのは、いさかいの元になるんやないか

というふうなことを懸念されて、それは直接、県の説明のときに聞いてくれって言ったので、どうなっとなるか分からんのやけど、こういうことのその後の、事後のことなんかは、もうその営農組合との関係、どういうことで、そこには県が入ってくるなり、市がどうのということではなくなってくるっていうことなんやろうか。そこが聞きたいんやけど。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

今、委員が言われた草刈りとか、今後の維持管理的なものについては、今回、この事業は圃場整備、施設とか同様、・・・だけなので、その事業としては見てないというか、関係ございません。

ただ、今までやってきてる中山間地や直払い等事業とか、あと、多面的事業交付金というのがございまして、これはまあ、各集落ごとに維持管理的なものを交付金を補助金として渡しておるといふ部分がありますので、それと並行して同時にやっていくということで、今回のそのゲダラ地区もそういう組織がありますので、現在も今、そういう交付金をいただいてやっている部分でありますので、それを、例えば、その事業費を営農組合にお願いするのか。・・・ことはやろうかというの、は、今後、決めていただけない部分であります。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

もう一つ、今のは、この100分の7.5というのは、もう県下一率、同様の。これ県の仕事を市が仲立ちしとるような感じであろうかなと理解しとるんやから、あれなんやけど、これは全部一律であって、どこもが同じように対応しとるというふうな、どこの自治体もが対応しとるというので理解していいわけかね。市独自ということではない。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

この7.5というのはですね、土地改良事業における地方公共団体の負担金の指針というのがありまして、それに基づいて定めておるものでございまして、7.5ということで聞いております。

○4番（熊谷隆男君）

質問は、どこも一緒やらねっていうことやけど。

○農林課長（市原 憲君）

隣の恵那も同じ7.5で決めております。ただ、それぞれ、中山間地以外のところもございまして、そういうところはまた割合が変わってくる部分もあります。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

ほかのところでも、刈が、刈の人が聞いてきたりとかいろんなこともあるわけやけども、同じような答弁を、答弁というか、返答をしちやいかんものの、何とかっていうことも思って聞くわけやけども、これはほかのところは勝手に、要はもっと安いところも存在するということでもいいんやね。この市独自のあれが7.5ということなんやね。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

土岐は、先ほども申しました、中山間地域ではございませんので、逆に受益者分担金がプラス5%。

○4番（熊谷隆男君）

大きい。

○農林課長（市原 憲君）

大きい・・・ございます。そういう・・・で、今後、そういう予定だということをお聞きしております。

○4番（熊谷隆男君）

ああ、本当。

○農林課長（市原 憲君）

はい、すみません。

○4番（熊谷隆男君）

ありがとう。

○委員長（裕 正之君）

6番 邊田翔太君。

○6番（邊田翔太君）

このジョイントワイズつそれぞれ地域が・・・というふうに聞いたんですけども、自分で作ってみえる方はもうほとんど見えなくて、全部営農に任せてみえるんですか。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

そういうことはございません。さっき言った担い手という部分がありまして、3割とか4割の集積率になってるんで、それ以外の方は自分でやってみえるという方もございます。

○委員長（裕 正之君）

6番 邊田翔太君。

○6番（邊田翔太君）

この事業を使って整備をすると、大きな田んぼとかになるわけですよ。だからその、区分的に所有になるのか、例えば、自分がこれだけ持ってたけども、全体の中に薄まっちゃうと言いますか、

何でしょう。例えば、10ずつみんな持ってて、それが集まって30になるんですけども、そのうちのどこの部分がついていうことは、もうなくなっちゃうわけですね。だから、そのうちで採れたお米の何%とか、そういう考え方なんですか。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

いわゆる圃場整備は、土地改良、区画整理と同じような形になりますので、換地というものが出てきまして、それはもう換地することによって、区分というものはある程度定められます。もともとその圃場整備に換地してある部分があるので、基本的にはそれを踏襲するような形で、再換地するということになります。

○委員長（裕 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

今、圃場整備が主体なんだけど、再整備というような話がありましたよね。圃場整備の再整備したという話。この再整備ということは、今現在もう圃場整備は終わってるんだけど、再度大きくするというのも対象になります。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

大きくするというのは、今の区域、まあ、圃場整備区域を広げるということです。

○委員長（裕 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

そうやなくて、今、小さい田んぼや、圃場整備したんだけど、田んぼが小さ過ぎるんだと。この倍ぐらい大きくしてくれという、これ営農さんの話なんだけどね、営農さんの倍ぐらいの・・・にしてくれないととてもやっていけないよという話があるんですよね。そうすると、やはり再整備を考えないかなのかなっていう人もおるんだけど、そういうとこに対してこれを使うということは、再整備はできるのかなということですけど。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

先ほど申した受益面積が10ヘクタール以上の条件がそろえば、それは可能だと思います。田んぼが小さいものを大きくするっていうのは、もともと圃場整備でやった区画が、大体1,000平米ぐらいになると思うんですけど、そういったものが2,000平米とか3,000平米、ケイブでこう分けてて、段差があると。1羽、2羽と分かれていたものを、逆に盛土するとか、こちらの土を持ってきて1枚

の田んぼにして、もっと大きい機械が入れるような形にするということが再圃場整備になります。

○1番（成瀬徳夫君）

でいいんですね。

○委員長（裕 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

これ多分、大湫に限られてるんですね。大湫の確か。

○農林課長（市原 憲君）

いや、あの。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

今回の事業は、新しい事業ですので。圃場整備としては大湫もやっておる。

○1番（成瀬徳夫君）

ああ、そうですか。

○農林課長（市原 憲君）

圃場整備もそうですし、月吉もそうですね。

○1番（成瀬徳夫君）

あの、いいですか。

○委員長（裕 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

圃場整備をやって、田んぼの草刈りだとかがどうしてもできないんだということですので、多分、大湫さんは殴られた可能性があるんでね。・・・になると思うんですけど、実際にこの圃場整備をやった償還期限っていうのは期間があるんですよ。お金を返す。これが終わっておるものが再整備ができるんだけど、終わってないものはできないよって、そういう縛りはありますか。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

償還期間が終わっているもの。全て終わっていると思っています。・・・。

○1番（成瀬徳夫君）

私、地元はもう終わっちゃったもので、・・・ですけども。

○委員長（裕 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

はい、すみません。月吉の場合は、私、地元なんで、終わっちゃつとるんだけども、こういうところに関しては再整備するっていうのは当然できると思うんだけど、償還の終わってないところは再整備が、かかれるところがあるっていうことですか。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

償還っていうのは、大体もう5年とか10年の償還になると思うんですけども、一般的にノウハウとかですね、政策区分からジョカして、それを5年か10年でやっていく。今、その終わってないところっていうのは、鶴城が、最近やった部分しかないと思うんですけども、カウ・・・ではないかという。すぐにその再整備ということはやらないんじゃないかと思うんですけども。

今の・・・のは、大体40年以上たった、老朽化した部分も含めて再整備をするということで、・・・して事業を新しくされてますので。

○1番（成瀬徳夫君）

はい、分かりました。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

これね、川も殴れるんやね。水路、切替の直せるっていうことで理解しておるわけやけども、要は川になると、これは農林ではなくて、土木の関係になるんやないかなって思うわけよ。流れを変えたり、流域面積を広げたりするっていうことになってくると。

その辺のところは、市でいうと、農林が、それをもう把握をしてやるのか、川は川で土木がやるのか。全然、川も構うというような話で聞いたことがあるわけやけども、その辺についてはもうこれ土木ですよっていう分け方でやるのか、どういう。進め方で言えば、あくまで農林がやる中で川もやるということの理解でいいんやろか。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

今回、ツツがラ圏域にも、ツツがシ川・・・が流れてまして、そういった部分で、例えば、頭首工とか、そういう施設を改良することによって、河川を構うということなれば、それは圃場整備の中で構うということになります。

ただ、その川自体を改築するというか、そういった部分については、今もこの事業として効果があるかどうかというものを勘案しながら、区域に取り込んでやるかどうかは決めていきます。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

今出とるのは、日吉の中でもやられる地域っていう、要件がかなうところっていうのが、平岩ツゲがうしかないのかなって内心想つとるんやけど、この平岩の場合のやろうという意欲の部分は、川が暴れる、いつもあそこ水害に遭うところで、川が小さくて、平岩川がね。あの川を直してほしいという意味合いで大きい圃場整備にかけようということの話のようなところがあって、それでいうと、その窓口を、川に対する要望であるとか何だっというようなのは、農林がそれをも聞いてくということなのか、それ自体が土木の話ですよということになるのか。

要はどこに話をしたらいいのかっていうことの点で、どういうことの扱いなんやろう。どちらに主体性があるんやろうと。

○委員長（裕 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

今、河川のことを目的であるならば、当然、建設部のお話になりますし、農地の再整備ということが目的ということで、この事業を進めていくということであれば、私どもがお話をお聞きすることになるんですけど、そのあたり、具体の事業の内容については、ちょっとこの議案とも、そもそもかけ離れた・・・です。

○4番（熊谷隆男君）

ごめんね。

○経済部長（鈴木創造君）

また別途お話しさせていただきたいと思います。

○4番（熊谷隆男君）

別途。個人的な話もしようかと思って。

○委員長（裕 正之君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

先ほど、圃場整備で40年経過して老朽化していると。そういうところが対象になるよというお話でしたけど、これってもう既に圃場整備して、大きな田んぼになっているところは、例えば、丘が崩れたとか、そういうことがあって依頼したいんだという場合もやれるのか、もっと大きな事業じゃないと参加できないのか。この事業に。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

先ほど、事業の目的としては、今の圃場整備を大区画化したり、今の老朽化、まあ、農道とか橋梁なんかも改築するということなんで、かなり大規模な事業になります。さっき言った10ヘクタール以上の面積も必要となりますし、多分その・・・部分部分のもので言うとまた違った事業じゃないかなと。

○5番（小木曾光佐子君）

ありがとうございます。

○委員長（裕 正之君）

よろしいですか。

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

この今、農道って言われましたね。その農道を直すだけでも大丈夫ですか。田んぼが一緒でない
と駄目。

○委員長（裕 正之君）

農林課長 市原 憲君。

○農林課長（市原 憲君）

農道も、結局その、今の圃場整備をやって、耕運機とかが大きくなりますので、例えば、その農
道を、今狭いのを広げたり、橋梁なんかも広げたりするということで、改良を加えるということが
ありますので、対象にはなりますけど、今のゲンソウの部分のままの修繕的なものというのはちょっ
と・・・。

○5番（小木曾光佐子君）

はい、分かりました。

○委員長（裕 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（裕 正之君）

議員間討議の申出はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（裕 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第11号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決する
ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第11号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（裕 正之君）

次に、議第12号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

商工課長 三浦正二郎君。

○商工課長（三浦正二郎君）

皆さん、おはようございます。それでは、議第12号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の29ページ、議案資料は24ページをお願いいたします。

まず、制定の趣旨になりますが、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金申請事業の審査及び評価のため、新たに「瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会」を附属機関として設置するものでございます。

改正内容については、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会の設置に伴う所要の改正となります。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

瑞浪市附属機関設置条例の別表（第2条関係）中、附属機関「瑞浪市廃工場等指定審査委員会」の次に、「瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会」を加え、その右欄の担任する事務に、「瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金申請事業の審査及び評価」を加えます。

また、議案集の附則2に記載してあります「瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の別表第2条、第4条関係中、区分欄、「廃工場等指定審査委員会委員」の次に「新たな事業チャレンジ支援補助金審査会委員」を加えます。

本条例の一部改正の理由についてですが、これまで瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金については、経済部長、企画政策課長、市民協働課長、商工課長による補助事業の選定に係る審査を行ってまいりました。

現行は、申請の段階で認定経営革新等支援機関、具体的には金融機関ですとか商工会議所になるんですが、そちらの支援を受けて作成した事業計画書による計画の実効性の確認、及び審査の段階で中小企業診断士の意見を参考にすることにより、広く専門的知見を取り入れ、最終的に行政の知見と合わせた審査を実施してまいりました。

今後はさらに審査の透明性を担保するため、専門技術的知見を有する外部の専門家を審査員として加えるため、審査会を設置することとなりました。

施行については、本条例の施行日は令和5年4月1日としております。

以上、議第12号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（裕 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

6番 邊田翔太君。

○6番（邊田翔太君）

今ご説明があったように、外部の専門家を加えるということなんですけども、これ今まで、経済部長、企画課長とか、限られた庁内メンバーで議論してたかと思うんですけども、外部の専門家を入れて、どのような専門家がそこに入るのかということをもとに聞きたいんですけど。

○委員長（裕 正之君）

商工課長 三浦正二郎君。

○商工課長（三浦正二郎君）

今度は有識者2名ということで、実際にはまちづくりですとか、地域課題解決関係の大学の教授と、あと、中小企業診断士さんの2名と経済部長の3名を委員と考えております。

○委員長（裕 正之君）

6番 邊田翔太君。

○6番（邊田翔太君）

そうすると、合計で何人の会議になるということでしょうか。

○委員長（裕 正之君）

商工課長 三浦正二郎君。

○商工課長（三浦正二郎君）

有識者2名と行政1名の3名になります。

○委員長（裕 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

今の課長の答弁は、まだこれから会議の規則等を作成していくものでございますので、決済する前の担当の思いというか、ご理解いただければと思います。まだ・・・今後運営に関する規則を制定してまいります。

想定としては、それを想定しております。

○委員長（裕 正之君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

新たな事業チャレンジ支援制度っていうのは、平成27年にできていて、透明性を高めるためとい

うのはよく分かりますが、なぜこのタイミングで変えようということになったのでしょうか。

○委員長（裕 正之君）

商工課長 三浦正二郎君。

○商工課長（三浦正二郎君）

先ほど言われたとおり、平成27年から11年間この事業を行ってまいりまして、ある程度この事業について、自治体の創業者ですとか、店舗の増加という一定の成果が得られたというふうに考えております。

今後、この事業についてさらに地域の活性化ですとか、そういったところを行っていく上で、専門的な知見もさらに委員さんの中に入れて、事業をもっと、行政の税を使って補助する事業ですの
で、有効に使えるようにということで、今回、上げさせていただいております。

○委員長（裕 正之君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

この中に雇用という問題もあって、ただ雇用につながっていないというのが今までの成果だと思
うんですけど、その辺のところはどのように審査されますか、今後は。

○委員長（裕 正之君）

商工課長 三浦正二郎君。

○商工課長（三浦正二郎君）

商工課では、こちらの事業支援以外にも、企業誘致の際の雇用ですとか、そういった奨励金がご
ざいますので、雇用についてはどちらかという、そちらの補助で支援していくということで、
こちらの新たな事業チャレンジ支援補助金は、地域の課題の解消ですとか、地域の活性化という
ところを目指していくものというふうにかじを切っていく想定でございます。

○委員長（裕 正之君）

6番 邊田翔太君。

○6番（邊田翔太君）

すみません、ちょっと質問戻りますけども、まだ具体的には何人でどういうふうでって決まっ
ていないというふうなお答えでしたけども、実際、有識者の方がやる、行政関係でもそうですけども、
実際の企業を回して、行っている方ではないですね。だから、外部的な判断はできるかもしれない
ですけども、実際の企業経営とかそういうのに携わってはいないと思いますので、そういった観
点を入れるべきかなと思いましたが、意見としてちょっと言わせていただきます。

○商工課長（三浦正二郎君）

ありがとうございました。

○委員長（裕 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（裕 正之君）

議員間討議の申出はありませんか。

○委員長（裕 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第12号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第12号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（裕 正之君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

○委員長（裕 正之君）

ここで、執行部の皆さんは退席をお願いします。

ご苦労様でした。

委員の皆さんにつきましては、引き続き、審査議題がありますのでお願いいたします。

〔執行部 退席〕

○委員長（裕 正之君）

次に、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、今議会で承認を得るため、議長に提出したいと思っております。

審査申出書の内容について、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、本件については、本定例会最終日に提出し、承認を得ることといたします。

す。

○委員長（裕 正之君）

次に、行政視察について説明をしたいと思います。

令和5年の経済建設委員会の行政視察については、令和4年に行われた東濃西部広域行政事務組合の会議で、重点事業として消防通信指令業務共同運用に対する取り組みの中で、協議会の立ち上げが行われています。

令和5年には基本計画から実施設計へと進んでいますので、経済建設委員会としても消防通信指令センターの調査・研究を行うために、行政視察を検討していますので、視察先については一任をお願いしたいと思います。

○6番（邊田翔太君）

委員長。

○委員長（裕 正之君）

6番 邊田翔太君。

○6番（邊田翔太君）

通信指令室って、もう設計して出来上がったばかりですよ。それで、またさらに詳しく何を見に行かれるのかっていうところが分からないので、ちょっと説明をお願いしていいですか。

○委員長（裕 正之君）

えーっとですね。

○6番（邊田翔太君）

新しく作って何もまだ決まってない状態だったら、詳しくそれを議論する内容かなと思うんですけども、もう3市で動き出して、中身も決まっておる状態で、新しく視察に行く理由が余り見当たらないと思ったんですが、どうでしょうか。

○委員長（裕 正之君）

一応、令和4年度から始まってまして、ですので、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度というふうにかけてスケジュールが、概要が出てますので、その中でいろいろと調査・研究をして、それで分からないことをやはり理解したほうがいい、深めていくということが目的でできるといいのではないかと考えています。

○6番（邊田翔太君）

前も視察してますし、何が分からないのかなというところが分からないですね。もうあと作ってただけじゃないですか。それに対して、新しく見て、さらにここから設計を変えていこうとか、3市でやってることなんで、それを新しく変えることは事実上不可能ですよ。

○4番（熊谷隆男君）

ちょっと進行について。

○委員長（裕 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

今、委員長はもう、誘導と言わんことはないけども、自分はこれやりたいと思っどるけども、何を視察するかも分からん、どこへ行くかも決まっどらんけども、ご一任願いますよ。そやけど、消防のことについてですよというニュアンスの話やったんやけど、一回は「皆さんどこかないですか」と、「考えてください」、これは決定するに至っては委員長に一任していただきたいっていうのなら分かるけども、これありきで、これでご一任なら、もうあと何も言うことあれへんで、黙っどるように聞こえるけども、それはやっぱり多少、経済建設委員会で委員の方でどこか何かというぐらい聞く時間いただいてもいいんやないかしらんとするんやけども。

もう一つは、行政視察というので言えば、瑞浪市によってこれ管外視察のような話になってくるところでもあるので、そこをちょっと、もっと先進的なところを見に行っどる話なのかということや邊田委員は言いよったと思うので、そのことも含めてやけども、消防施設がいいかどうかはちょっと、既にこういうことを委員長にお願いしようかなと思っどる人もあるかもしれんので、ちょっと聞いてもらっどる余裕があっどるもいいんやないかしらんと。進行上、そう思うわけですけども。

○6番（邊田翔太君）

すみません、ありがとうございます。

○委員長（裕 正之君）

では、今のご意見がありましたので、それぞれの委員の皆さんにお伺いしたいと思います。

○4番（熊谷隆男君）

すぐには出えへん。

○・・・（・・・君）

出してくださいという。すぐに出してください。

○委員長（裕 正之君）

出していただきたいと思っどるしますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○4番（熊谷隆男君）

頭が悪いのか・・・。

○委員長（裕 正之君）

すみません。

○5番（小木曾光佐子君）

いいですか。今、邊田委員が言われたように、今後もう出来上がるのが分かっどるっていうことに関しては、できたことを見に行くぐらいしか・・・ないと思っどるんですけど、余り用はないかなというのや私も感じますので、委員長ももっと違っどるところの提案をしてもらえればありがたいと思っどります。私たちもしますので、お願いします。

○4番（熊谷隆男君）

経済建設委員会やとさ、今でいうと、駅前であるとか、駅周辺であるとか、道の駅のことやとい

うのであるとか、いろんなことが、これからというやつも考えられるんじゃないかなと気もせんでもないんやけど、最後、皆さんのご意見で一回、こういうのを視察したらっていう意見を聞いたらどうやというやつで、今、どうですかって聞かれて、それほど頭の回転は良いわけではないので、ちょっと時間をいただいて、何日までに、もう一回開くなりやってみようと思いたいんです。

○委員長（裕 正之君）

それじゃあ、一度、皆さんのご意見を出していただきたい。で、委員長、副委員長で検討していきたいと思いますので。

○4番（熊谷隆男君）

それを決めてもらうのはいいけど。

○委員長（裕 正之君）

よろしくをお願いします。

続きまして、勉強会についてですけども、勉強会については、これから建設部とか経済部、執行部と調整を取りまして、そうした勉強会のできるスケジュールを調整の結果で立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○4番（熊谷隆男君）

勉強会を開きますっていうことやね。

○委員長（裕 正之君）

そうですね。まだ日にちもまだなので。

○5番（小木曾光佐子君）

何を勉強するのかっていうこともまだ。

○委員長（裕 正之君）

そういう内容を執行部と調整しないと。

○4番（熊谷隆男君）

聞くのは、ちょっと一回、みんなにどういうこと勉強したいか聞いてみてもいいんじゃないの。

○委員長（裕 正之君）

今出ますかね。

○4番（熊谷隆男君）

出んって言ってる。

○委員長（裕 正之君）

じゃあ、またそれも・・・。

○5番（小木曾光佐子君）

それと、3月のコロナで動けなかったのが勉強会っていうのも結構ありましたけど、視察っていうものが入ってくれば、そういったところに重きを置くようなことも考えていただけたらなと思います。

○委員長（裕 正之君）

分かりました。そういうことで、よろしくお願いいたします。

○委員長（裕 正之君）

それでは、これもちまして、令和5年第3回経済建設委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午前9時46分 閉会